

# 研究費の不正使用、研究活動における 不正行為の防止について

## 【主な説明内容】

1. **研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは**  
(不正発生時の研究機関等への影響、不正の定義)
2. **研究費の不正使用の防止に関する取組**  
(科研費の取組、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正 等)
3. **研究活動における不正行為の防止に関する取組**  
(科研費の取組、新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 等)
4. **科学研究費助成事業実地検査の結果について**
5. **研究倫理教育プログラムについて**
6. **研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口**

# 1. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

- 不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。
- 不正を事前に防止するための体制整備が必要です。

あなたの研究機関で不正が発生した場合...

- 不正調査のために多大なコストが発生します
- 組織全体の信用が失墜します
- 不正が認定された場合、研究費の返還や、体制整備状況の調査対象とされるなど、様々なペナルティが科せられます

# 科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

○科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



**不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。**

不正が認定された場合、研究者に対して、

- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

# 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

	研究費の不正使用	研究活動における不正行為
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用</li> <li>競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等</li> </ul>
主な例	<p><b>【預け金】</b> 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの</p> <p><b>【プール金(カラ出張、カラ謝金)】</b> 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの</p> <p><b>【書類の書換え(差換え、品替え、品転)】</b> 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの</p>	<p><b>【捏造】</b> 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの</p> <p><b>【改ざん】</b> 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの</p> <p><b>【盗用】</b> 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの</p> <p>※各研究分野の特性や、研究機関の規程においては、二重投稿や不適切なオーサiership等も不正行為として定義される場合がある</p>
文科省等が定めるガイドライン	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月 文部科学大臣決定(平成26年2月改正))</p>	<p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月 文部科学大臣決定)</p>

## 2. 研究費の不正使用の防止に関する 取組

# 不正使用等の防止に関する取組（1）

## ガイドライン策定の経緯

- 平成18年12月：「研究費の不正対策検討会」（科学技術・学術政策局長決定）において、「研究費の不正対策検討会報告書」を取りまとめ
- 平成18年8月：総合科学技術会議において、「**公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）**」を策定
- 平成19年2月：**文部科学省**において、「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）**」を大臣決定、通知。

## 不正使用等を引き起こす要因

### 1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であるという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

### 2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
  - 機関内ルール
  - 不正防止推進部署の設置
  - 発注・検収のチェックシステム
  - 内部監査・モニタリング
- 等が不十分

### 3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
  - ・単年度会計主義
  - ・繰越、費目間流用制限
  - ・制度間で異なるルール

## 不正使用等の防止に向けた取組

### 不正者に対する罰則の強化等

- 不正者に対する罰則の強化等
  - ・応募資格停止の措置（最大5年間）【科研費,H15】
  - ・機関管理の義務づけ【科研費,H16】
  - ・文部科学省の応募資格停止の一斉適用【文科省,H16】
  - ・府省共通の応募資格停止の一斉適用【関係府省,H17】
  - ・府省共通の応募資格制限期間の厳罰化【関係府省,H24】
  - ・研究者氏名を含む不正事案の公表【文科省,H26】

### 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の策定（H19.2）【文科省】

※H26年2月に改正

- ガイドラインに基づく**研究機関の体制整備状況の確認**
  - ・機関に対し、体制整備の実施状況報告書の提出を要請
  - ・分析結果報告書の作成・公表
  - ・現地調査の実施（H28:25機関、H24:14機関、H23:61機関、H22:65機関）
- 研究機関の事務担当者に対する研修会**を毎年開催
- 履行状況調査**（H28:361機関、H27:53機関、H26:54機関、H25:36機関、H24:18機関）
- 機動調査**（H27:1機関）
- フォローアップ調査**（H28:1機関、H27:2機関）
- 特別調査**

### 競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策重要アクション・プラン**【CSTP+関係府省】
  - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
  - ・費目の統一化
  - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化**【科研費、H23～】、**調整金の導入**【科研費、H25～】
  - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現
  - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入

# 不正使用等の防止に関する取組（２）

## 【不正使用事案にみる日頃の業務におけるリスク】平成29年8月10日 メール連絡

○組織としてガイドラインの求める体制整備はできていたが、一部の部署において、**運用面の不手際が遠因となり、不正使用につながった事案**の紹介。

- ・出張予定等について、研究室での情報共有不足があった。
- ・書類の事前提出のルールを守らない当該教員に対して、事務から再三注意喚起はしていたものの長期間容認していた。
- ・旅費担当と勤務管理担当の間など、事務の担当部署間での情報共有不足があった。

→日頃の業務において、運用面の不手際を見つけた際は、関係者で情報を共有し、その不手際にどのようなリスクがあるのかを確認した上で、是正するなど不正使用の防止を要請。

現状の運用体制の確認が必要

## 【国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について】平成29年3月24日 事務連絡

- 各機関における**研究者等の負担軽減及び事務の効率化を図るため、事務処理に関する基準を提示。**
- 研究者等と事務局の円滑なコミュニケーションを要請。**  
(窓口の設置、アンケートの実施など、研究者等が意見・要望等を出しやすい環境の整備)
- 不正を行った研究者等には**厳しいペナルティが課せられることの周知を要請。**

### ■研究機関向けコンテンツ■

以下のコンテンツを文部科学省ホームページに掲載しております。各大学におかれては、これらのコンテンツも活用しながら、大学の性格や規模、コストやリソース等を考慮して、実効性のある取組が実施されることを期待します。

- ・【研究機関における不正使用事案について】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364866.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm)
- ・【公的研究費に係る不正事例】(研究機関におけるコンプライアンス教育用) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1368865.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1368865.htm)
- ・【「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ】  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1350200.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm)
- ・【履行状況調査における主な取組事例(抜粋)】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1355852.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1355852.htm)
- ・【文部科学省に対する不正使用事案に係る指摘事項について】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364875.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364875.htm)

※文部科学省HP右上の検索欄にて【 】内のタイトルを入力・検索すると簡単にアクセス可能です。

各大学におかれては、研究費不正の防止に向けて、万全の体制の構築と、全教職員への周知徹底をお願いします

## ＜科研費における不正使用防止のための主な取組＞

科学研究費助成事業(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るための取組・通知等

### (1)科研費の管理体制の整備

#### ①. 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約・就業規則・個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

#### ②. 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化

(平成20年度分の公募から ※平成24年度以降は「体制整備等の自己評価チェックリスト」)

### (2)文部科学省及び日本学術振興会による経費管理体制等に関するチェック機能の強化等

#### ①. 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 科研費の経理管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 文部科学省及び日本学術振興会による実施調査の実施
- 研究機関に対するペナルティー(間接経費の減額査定等)の導入 等

## 不正使用等の防止に関する取組（４）

### ②. 「研究機関における管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正に基づく、研究機関における体制整備の不備や、不正事案の調査報告の遅延による間接経費の削減を導入(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

#### 【間接経費の削減】

4-10 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて、文部科学省又は日本学術振興会から、間接経費措置額の一定割合削減が通知された場合には、文部科学省又は日本学術振興会の指示に従うこと。

### ③. 研究機関としての不正使用に係る補助金の返還義務を機関使用ルールに規定(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

#### 【不正使用等に伴う補助金の返還等】

4-9 補助金の不正使用又は不正受給があった場合には、当該補助金を返還するとともに、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還すること。また、不正使用又は不正受給の再発を防止するための措置を適切に講じること。

## (3)不正使用等を行った者へのペナルティーの導入

### ①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度導入、平成24年度改正)

### ②. 不正使用等が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

## (4)不正使用防止のためのルールの周知

### ①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載

### ②. 説明会の開催

### ③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、適正な研究費の使用等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)

# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(1)

## I. 改正の背景・趣旨

- 平成25年8月、文部科学副大臣の下に、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策等を検討し、同年9月に中間取りまとめを行った。
- これを受け、研究振興局に置かれた「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな基準を整備するとともに、これまでの各機関の取組状況や近年の研究不正の発生要因も考慮しつつ、現行ガイドラインの具体化・明確化を図り、改正案を取りまとめた。

## II. 改正の概要

### ①不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底[第2節(3)関係]
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の氏名を含む調査結果の公表の徹底[第2節(4)関係]
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
  - 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する国の機動調査の実施[第7節(1)関係]
  - 特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法を提示[第4節関係]
  - 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた重点的なリスクアプローチ監査の実施[第6節関係]
  - 取引業者に対する誓約書の徴取、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた癒着防止のための対策の周知徹底[第4節関係]

# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(2)

## ②組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「**コンプライアンス推進責任者**」を設置[第1節関係]
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
  - **懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備**を促進[第2節(4)関係]
  - **処分の手続き等を含む、諸規程の積極的な情報発信**を要請[第5節関係]
- 迅速な全容解明のため、
  - **不正調査の期限(原則210日以内)の設定**[第2節(4)関係]
  - **調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)の導入**[第8節関係]
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
  - ① **管理条件の付与\*/管理条件の履行が認められない場合、②競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)、③配分停止**等の段階的な措置導入[第7節(2)関係]

※管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

## ③国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
  - 機関への**調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等)**[第7節(1)関係]
  - 機関の実効性ある取組事例も含めた、**調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援**[第7節(1)関係]
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、**第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)**を要請[第2節(4)関係]
- 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等を提示

# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(3)

## ④ 現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等[第4節関係]、内部監査[第6節関係]の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク[第3節(1)関係]・対策[第4節関係]等を明示  
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

## Ⅲ. 適用時期

- 平成26年度から適用し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成26年度当初予算以降(継続も含む)における競争的資金制度を対象とする。

# 研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン（実施基準）に基づく履行状況調査について（1）

（平成28年9月13日 公的研究費の適正な管理に関する有識者会議）

## <平成28年度履行状況調査>

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく履行状況調査について、平成28年度は76機関（グループA）及び285機関（グループB）を対象として実施。

### 【調査結果の総合所見】

- 全ての機関において、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、所要の対策が着実に履行されている。
- ①業者との癒着を防ぐオープンなスペースでの打合せを行う取組、②調達データの分析に基づく特定の業者との関係に注力した監査の実施、③納品後の物品の現物確認の実施、④業者の帳簿との突合の実施など、多くの機関で機関の規模や特性に応じた実効性のある取組が見られた。
- 今後も、引き続き、全ての機関において、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。

出典：「ガイドラインに基づく履行状況調査等の調査結果及び措置状況について（平成26年度～）  
（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1355852.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1355852.htm)）

# 研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン（実施基準）に基づく履行状況調査について（2）

## 【主な取組事例】

### （コンプライアンス教育の実施について）

- 「研究費不正使用防止研修」をe-Learningシステムで実施。研究教材の視聴と理解度テストへの解答で構成されており、理解度テストを全問正解してはじめて受講済みと認定されるシステムとなっている。本研修の受講を、科研費をはじめとする外部資金の申請要件としている。
- 公的研究費に係る不正使用の防止計画に、説明会に出席しない教員には、次年度の競争的資金の申請・使用を認めない、また、学内予算においても、教員研究費の一切の配分を行わない旨を規定。
- 研修会への参加を義務付け、未受講の教員については研究費の申請・受給を認めていない。また、未受講の補佐員・事務員については物品等請求システムなどによって研究費の運営・管理に関わることを認めていない。
- 競争的資金等を使用する研究者及び学部の事務職員、派遣社員、関連会社社員等の他、競争的資金等の管理及び経理処理にあたる事務部門の全員を対象として受講を義務付け。e-Learningシステムにより学内に配信し、受講者の都合や理解度に合わせていつでも何回でも受講できる体制としている。具体的な事例を盛り込むことで理解しやすくし、主体的に不正防止に取り組むよう注意喚起している。

# 研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン（実施基準）に基づく履行状況調査について（3）

## 【主な取組事例】

### （ルールの特明確化・統一化・周知について）

- 会計処理に関するルールを分かりやすく記載した「研究費の使用ハンドブック」を作成し、教職員に配付及び学内HPに掲載している。ハンドブックについては、毎年、ルールと運用の実態が乖離していないか等の観点から確認し、その結果を反映させて更新している。また、事項別に相談窓口を設置し、大学として統一した対応が取れるよう体制を整備している。
- 研究費の適正使用に関する意識啓発、研究費執行のルール及び研究費の使用上よくある問い合わせについて、全構成員に配付する「研究費執行ハンドブック」に詳細な説明を掲載して周知している。また、研究費等の使用にあたってよく質問がある事項については、FAQを学内専用HPに掲載し、ルールの解釈の統一に取り組んでいる。
- 「競争的資金執行ルール」について、年に2回の研究室訪問において、ルールの運用の乖離となりうる、ルールの分かりにくい点や間違えやすい点、運用上の問題点などを確認している。また、ルールに定めのない事項への対応についてもデータベース化し、統一した適切なチェックに役立てている。

# 確実な納品検査の実施と業者の理解・協力等の重要性

- ・ 不正使用の主な形態である「預け金」は、適切な納品の検査体制が機能していないために行われる傾向。
- ・ 特定の業者と研究者が癒着しやすい環境が是正されていないことも要因。



- 不正使用を防止するにあたり、業者への適正取引に関するルールの周知や業者の評価を行うことは重要。
- 「預け金」の存在は、業者保有の売り上げ関連伝票と機関が保管する証拠書類との突合により発見できるため、必要に応じ、業者の協力を得てこれらの書類を徴し、物品の納品実態について確認することは有効。  
:研究者、業者双方に対する牽制効果
- 「預け金」が行われる主な動機は、次年度以降の研究費の確保や、年度内に補助金を使い切らなければならないという思いこみである場合が多いため、研究者に対する最新のルールの周知が必要。  
:ルールの理解不足による不要な不正使用の回避効果
- 納品の検査体制を整備し確実に納品検査を行うことで、不正使用が行われにくい状況となり、不正が発生するリスクが軽減し、研究者・事務局双方にとって不要なトラブルの回避が可能。

## e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

- 他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・受給する事案が発生しています。
- e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとされています。



ログインID・パスワードは、決して他者に漏洩することがないように、e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理をお願いします。

【参考】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）利用規約（抜粋）

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

# 不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等について

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとした。

なお、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降（継続課題も含む）で不正使用を行った場合に適用する。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	【参考】改正前の応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	5年
	私的流用以外で <ul style="list-style-type: none"> <li>①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年</li> <li>②、①及び③以外の場合、2～4年</li> <li>③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年</li> </ul>	2～4年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年	— (科研費は5年)
善管注意義務違反を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	— (科研費は2年)

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

(参考)内閣府HP: [http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1\\_tekiseisikkou.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf)

## 【不正事案の公表について】

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表**する。

# 【参考】 科研費の不正使用、不正受給に係る機関、配分機関の措置の例（1）

## 【預け金、品名替え、私的流用】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
平成16年度～平成22年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。また、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また、うち1名は、一部を私用物品の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 13,553万円  ○応募資格の停止 5年： 1人 4年：28人 3年： 5人 2年： 2人 1年： 7人	懲戒解雇相当 ～ 訓告

## 【カラ謝金】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
平成19年度、平成21年度及び平成22年度の科学研究費補助金において、学生に虚偽の出勤簿を作成させ、研究機関に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを規則に基づかない謝金手続きの原資に充てていた。	○補助金の返還命令 132万円  ○応募資格の停止 4年：1人	停職1ヶ月

## 【参考】 科研費の不正使用、不正受給に係る機関、配分機関の措置の例（2）

### 【預け金、カラ出張】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
<p>平成18年度及び平成20年度～平成22年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。</p> <p>また、出張実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張旅費の申請時に研究機関に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、研究機関に当初の申請額(全額)の支払いを行わせることによって不正(不当)に旅費の支給を受けていた。</p>	<p>○補助金の返還命令 34万円</p> <p>○応募資格の停止 4年:1人</p>	<p>停職8ヶ月</p>

### 【不正受給、目的外使用】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
<p>平成16年度～平成25年度の科学研究費補助金等において、別の研究者の名義での応募や、応募書類に虚偽の記載等を行い、交付を受けていた。</p> <p>また、交付された科研費を補助事業以外の研究に使用していた。</p>	<p>○補助金の返還命令 7,029万円</p> <p>○応募資格の停止 5年:11人 2年:1人</p>	<p>懲戒解雇 ～ 減給1ヶ月</p>

## 【参考】不正使用の事例（１）

最近の研究機関における内部監査や会計検査院の实地検査により、以下のような不正使用の事例が報告されています。

### 【直接経費に関する不適切な事例 ①】

#### （「預け金」の形成）

- 研究機関による納品検査が行われず、研究者に確認を任せていたため、実際には納品されてなかった架空取引に対し科研費が支出され、その結果、業者に「預け金」が形成されていた。
- 研究機関は適切な納品検査を行い、科研費から当該物品の代金を支払ったが、実際は、機関による納品検査の後、業者が当該物品を会社に持ち帰っており、その結果、納品実態の伴わない科研費の支出となり、業者に「預け金」が形成された。

#### （書類の書き換え指示）

- 研究者から消耗品を購入したとの申し出を受け、機関は支払手続きを行ったが、実際は、研究者が業者に対し虚偽の消耗品の納品書作成を指示しており、研究室には消耗品ではなく、別の物品（パソコン等）が納品されていた。

#### （書類の改ざん）

- 立て替え払いにより購入した物品の領収書の金額を改ざんし、研究機関に対し、実際の価格以上の精算額を申し出て、不当に科研費の支出をさせていた。

## 【参考】不正使用の事例（2）

### 【直接経費に関する不適切な事例 ②】

#### （カラ謝金）

○作業実態の伴わない「出勤表」を研究者自ら、あるいは学生に作成させて、虚偽の作業実績を作り上げ、謝金を不正に請求し、学生の学会参加に係る旅費や参加費等に充当していた。

#### （翌年度支出）

○基金化種目ではないにも関わらず、年度末に購入した研究用物品の購入費用を、翌年度の科研費から支出していた。

#### （研究代表者の注意義務違反）

○研究者が自ら交付を受けた科研費の管理（物品の購入手続きや消耗品・備品の管理等）を研究室の部下や秘書等にすべて任せており、全く状況を把握していなかった。その結果、これらの者が科研費を使用して勝手に物品を購入し、さらに勝手に購入した物品を転売するなどして科研費が不正に着服されていた。

### 【間接経費に関する不適切な事例】

○直接経費と間接経費の使用区分が明確になっておらず、直接経費と間接経費を混同した使用がなされていた。

## 【参考】不正使用が発生した当時の主な状況等

不正使用発生当時の状況	不正使用が発生する要因等
<p>(預け金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究者が自由に発注先を決め、機関を介さずに<u>直接発注</u>を行っていた。</li> <li>○物品の<u>納品検査</u>を研究者任せにしており、機関は、研究者からの納品確認の報告を受けるのみであった。</li> <li>○業者が研究者に「預け金」を持ちかけていた。</li> <li>○特定の研究者の物品の発注先（業者）が固定化していた。</li> <li>○研究の遅れにより年度末に補助金に残額が生じたので、残額を翌年度に使うため、業者に「預け金」を行っていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究者による発注状況を研究機関において把握できていない状態にあった。 (業者との癒着が起こりやすい環境が形成されていた)</li> <li>○機関としての納品検査体制が機能していない。</li> <li>○業者に対する適正取引についての説明や、状況に応じて取引業者を変更するなど、業者に対する牽制が十分でない。</li> <li>○「繰越し」を可能としている科研費ルールに対する研究者の理解不足。または研究機関によるルールの周知不足。</li> </ul>
<p>(カラ謝金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究支援者として雇用された者の勤務管理を研究者（室）任せにしていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用現場の勤務実態を機関が直接確認するなどの牽制が十分でない。</li> </ul>

## 【参考】不正使用の再発防止策の事例（１）

各研究機関においては、概ね以下のような不正使用に対する防止策が講じられています。

### （物品費の支払に関する牽制）

- 納品検査体制の充実（納品検収センターの設置、検収担当職員の増員など）
- 監査体制の強化（監査室を設置し、特定業者との取引が連続、大量に行われていないか、科研費の支出が適正に行われているか等を常に監視）
- 研究者による発注物に対して事務担当者が納品検査を確実に実施

### （謝金の支払いに関する牽制）

- 科研費で雇用された者の出勤簿を機関で管理し、適宜、機関担当者が勤務実態を確認。

### （旅費の支払いに関する牽制）

- 学会出席等の旅費支出の際に、用務先への参加事実を確認。

## 【参考】不正使用の再発防止策の事例（2）

### （不正使用防止に係るその他の取組）

- 研究者及び事務担当職員に対する科研費の適正使用に関する研修会の実施や、使用ルールの理解度調査の実施等による、周知・啓発。
- 研究者の科研費の執行状況をモニタリングし、当初の執行計画と比較し著しく遅れている研究者に対して、研究の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて繰越や調整金、返還等の手続きについて指導。
- 機関における取扱ルールが科研費の使用ルールに比べて著しく厳しいものにならないよう、必要に応じて研究機関と研究者が協議し、研究活動の実態に即したルール整備を心がけ、使い勝手の悪さを理由とする不正使用を未然に防止。
- 取引業者から不正取引に関与しない旨の誓約書を徴するとともに、研究機関が内部監査を実施する際に必要とする場合は、業者取引帳簿等の提出を求める旨をあらかじめ周知するなど、取引業者への牽制。
- 機関における管理・監査体制を自己評価し、不正発生要因に合わせた防止対策を検討・実施。その後の内部監査において、当該取り組みが有効に機能しているかを検証。

## 【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（1）

### （物品の発注段階における牽制）

- 研究機関による発注を原則とし、研究者からの発注要望（物品購入の請求伝票）を受けて、機関担当者が業者を選定。  
なお、業者選定の際は、年度当初にあらかじめ実施した複数業者との価格交渉結果（値引率）を考慮し、高い割引率を示している業者に決定することとしている。
- 契約事務に関するマニュアルを作成するとともに、研究部門の職員に対し、事務手続きに関する研修を実施している。  
また、機関の内部規程において研究者による発注を認めているものについては、当該発注手続きが適切になされるように、研究チーム等に管理部門の事務経験者を配置し、物品の調達手続きに関する事務支援を行っている。
- 立替払を認めたものを除き、補助事業に必要な物品は、機関が業者を選定し発注している。  
また、研究者から参考見積書の提出があった場合でも、機関の担当者が別途見積書を徴し、発注先を選定する仕組みを導入している。  
さらに、発注先が特定の業者に偏らないよう、1～2年単位で業者を見直すなど、研究者と業者間で癒着が生じにくくする工夫を行っている。

## 【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（2）

### （物品の発注段階における牽制）続き

- 機関による発注手続きを待てない緊急の物品調達の場合は、機関が予め契約している大型量販店の発行する法人カード（クレジット機能なし）を研究者に貸与し、緊急の物品調達を認めている。  
なお、研究者が当該量販店から調達した物品の詳細は、後日、機関が当該量販店から得られる仕組みとなっている。
- 研究者から業者への直接発注は、事前の審査により機関が適切と評価し、指定登録した業者に限定している。  
発注は、財務管理システムを使用することにより、システムから業者に発注メールが送信される。発注メールを受信した業者は、メールに見積書を添付し受注内容を返信する仕組みとなっている。  
また、一連の発注・受注状況はシステム内に記録され、事務担当者がリアルタイムで状況を把握できるため、研究者による発注が特定業者に偏っていないかについても確認している。

## 【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（3）

### （物品の納品段階における牽制）

○納品検査体制の充実（納品検収センターの設置、検収担当職員の増員など）

主な構内に検収所を設置し、検収所の業務時間外や休日等の納品に対しては、各事務部局職員又は研究室の教員等を検収担当者として任命し、検収を実施。

なお、検収担当者として任命した教員等が検収可能とする範囲は少額な契約に限定し、さらに、発注した研究者と検収担当者が同一人物ではないこととしている。

○Webでのオンライン販売を利用して、研究者が物品を直接購入した場合であっても、物品の送付先（納品先）は、学内の検収センター窓口研究室に指定するよう周知しており、直接研究室に届いた物品については、機関による納品検査を受けなければ支払を認めない扱いとしている。

○研究者が出張先等で現地購入した物品等については、購入を証明する証拠書類とともに、現物の持参（あるいは、現物の写真の提出）を求めている。

○機関の内部規程において、研究者が発注した物品に対し例外的措置（検収の一部省略）しているものについても、適宜、無作為抽出によるサンプル調査（現物確認、あるいは現物の持参を要請）による牽制を図っている。

## 【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（４）

### （物品費の支出にあたってのその他の取組）

○内部監査において、取引業者の協力により得た業者保有の原伝票と、機関が保管している支払い関係書類との突合を行っている。

ただし、すべての補助事業に対する確認は困難であるため、例えば以下のような取引に対し重点的に実施。

- ・特定の時期（例えば、年度末など）に集中して取引されているもの
- ・特定の業者との取引が多い課題
- ・納品書の日付が空欄であったり、手書きのもの など。

○研究者による物品の直接発注は、一定額以下の物品購入に限り、機関が契約を締結した業者に対してのみ認めている。

なお、当該契約において、業者が機関の求めに応じ納品データ等の作成・提供を行うことを条件としている。

機関担当者は、適宜、当該データの提供を求め、必要に応じ取引内容に関する事実確認を行っている。

## 【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（5）

### （業者に対する牽制）

- 年1回、購買部長が取引業者を対象に、適正取引に関する事務手続きや、不正に関与した場合の当該業者に対する処分等について周知を行っている。
- 取引関係にある業者に対し、不正な取引に関与した場合は「取引停止処分」とする機関の方針をあらかじめ周知するとともに、契約書においてもその旨を明示している。
- 業者に対し、研究者からの「預け金」等の不適正取引を持ちかけられた際は、学内の不正担当窓口に通報するよう周知している。
- 業者が不正使用に加担した場合は、当該業者名を公表することを明確に規定している。

### （謝金等の支払に関する牽制）

- 研究支援者として雇用した者の勤務時間は機関が一元的に管理しており、出勤簿は機関が保管し、被雇用者は出退時に必ず事務窓口において押印（サイン）することとしている。
- 研究支援者の雇用の際は、必ず機関担当者が本人確認を行うこととしており、さらに、勤務実態を把握するため、適宜、機関担当者が現場に赴き、状況を確認している。

## 【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（6）

### （謝金等の支払に関する牽制）つづき

○研究支援者の雇用手続きの際、研究者から謝金等のキックバックや実態の伴わない勤務報告をするよう求められた際は、機関の不正担当窓口に通報するよう周知している。

### （旅費の支払いに関する牽制）

○無作為のサンプル抽出（抜き打ち）により、学会参加や研究打ち合わせ等の用務先に対し、参加の事実確認を行っている。

○出張した事実を証明する証拠書類（航空券の半券、宿泊先や交通機関の領収書等）の提出とあわせて、出張報告書に宿泊先や訪問相手の氏名等の記述を求めるとともに、報告された内容と実態に齟齬がないか、適宜、機関担当者が事実確認を行っている。

### （その他、不正使用防止のための取組）

○科研費の使用ルールの周知、不正使用防止の啓発のため、研究者を対象とした学内説明会、研修会を実施。

### 3. 研究活動における不正行為の防止 に関する取組

# 不正行為の防止に関する取組

## ＜科研費における不正行為防止のための主な取組＞

### 科学研究費助成事業(科研費)の不正行為の防止のための取組等

- (1) 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務付け(平成19年度～)  
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務づけ(平成27年度～)
- (2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出を応募要件化(平成29年度公募分～)
- (3) 不正行為を行った者等へのペナルティーの導入
  - ①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成19年度導入)
  - ②. 不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)
- (4) 不正行為防止のためのルールの周知
  - ①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載
  - ②. 説明会の開催
  - ③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)
  - ④. 「機関使用ルール」に研究機関が研究倫理教育を実施することを規定(平成27年度)
  - ⑤. 「研究者使用ルール」に研究機関が実施する研究倫理教育を受講しなければならない旨を規定(平成27年度)
  - ⑥. 研究倫理教育の受講等を交付申請前までに行うことを交付申請要件化(平成28年度公募分～)

# 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(1)

## 背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ(平成25年9月)、及び「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

## 見直しの基本的方向

- ◆ **文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。**
- ◆ **従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化**

# 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(2)

## 新ガイドライン

### 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

#### 【不正行為に対する基本姿勢】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

#### 【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

#### 【大学等の研究機関の管理責任】

- 上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

- ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
- ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
- ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

# 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(3)

## 第2節 不正行為の事前防止のための取組

### 【不正行為を抑止する環境整備】

#### 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

#### 2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

### 【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

# 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(4)

## 第3節 研究活動における特定不正行為への対応 (組織の管理責任の明確化)

### 【違反の対象となる不正行為(特定不正行為)】

- 捏造、改ざん、盗用(注:従来どおり)

### 【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
  - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
  - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
  - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

### 【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法
  - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第3者への業務委託も可能
  - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安・上限の設定
  - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること(利害関係者の排除についても規定)
  - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保
  - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

# 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(5)

## 第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

### 【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）

（※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

### 【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

#### 1 組織としての責任体制の確保

- 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置

#### 2 迅速な調査の確保

- 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

# 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(6)

## 第5節 文部科学省による調査と支援

### 【研究活動における不正行為への継続的な対応】

- 文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

### 【履行状況調査の実施】

- 大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

### 【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

- 文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

### 【大学等の研究機関における調査体制への支援】

- 大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

## 適用時期

- 平成27年4月1日から適用し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成27年度当初予算以降(継続を含む。)における文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とする。

# ○不正行為を行った研究者に対する応募資格の制限等について

## 【不正行為認定者を交付対象から除外する期間】

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	ウ) ア) 及びイ) を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

# 【参考】研究活動における不正行為に係る機関、配分機関の措置の例

## 【捏造、改ざん】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
科学研究費補助金を使用して発表した6論文の画像について、一つの実験データや画像を複写し、別の目的のためのデータや画像として使用する捏造、改ざんを行った。	○補助金の返還命令 220万円 ○応募資格の停止 10年:1人、 3年:1人、1年:1人	懲戒解雇 ～ 停職1ヶ月

## 【盗用】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
2論文において盗用。また、科研費の実績報告書や研究計画調書に存在しない論文を記載した。	○補助金の返還命令 350万円 ○応募資格の停止 10年:1人	懲戒解雇 相当

## 【参考】不正行為の再発防止策の事例

各研究機関においては、以下のような不正行為に対する再発防止策が講じられています。

- 教職員に対して、研究活動における法令・関係規則の遵守を徹底するため、新任教員研修等において研究倫理等に関して周知徹底。
- 論文等の根拠となる実験データ、実験記録及び実験ノート等の保存について、各研究室が責任を持って保管するよう指導。
- 管理職及び常勤職員に対する研究倫理教育プログラムの受講義務付け。
- 研究倫理について、リーフレットを作成し、教職員・大学院生・学部学生に配布。
- 研究不正及び研究費不正使用に対する防止意識を喚起する文書を構成員に再度配布し、その内容を確認したことを明示する確認書の提出を求める。

## 4. 科学研究費助成事業実地検査の結果について

# 科学研究費助成事業実地検査の結果について(1)

## (1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求める。**
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

## (2) 平成28年度の実施研究機関数

### ○61研究機関

- 国立大学…12機関
- 公立大学…12機関
- 私立大学…17機関
- 高等専門学校…9機関
- 独立行政法人・大学共同利用機関…2機関
- その他(公益法人、民間研究機関等)…9機関

## (3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続きに関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項

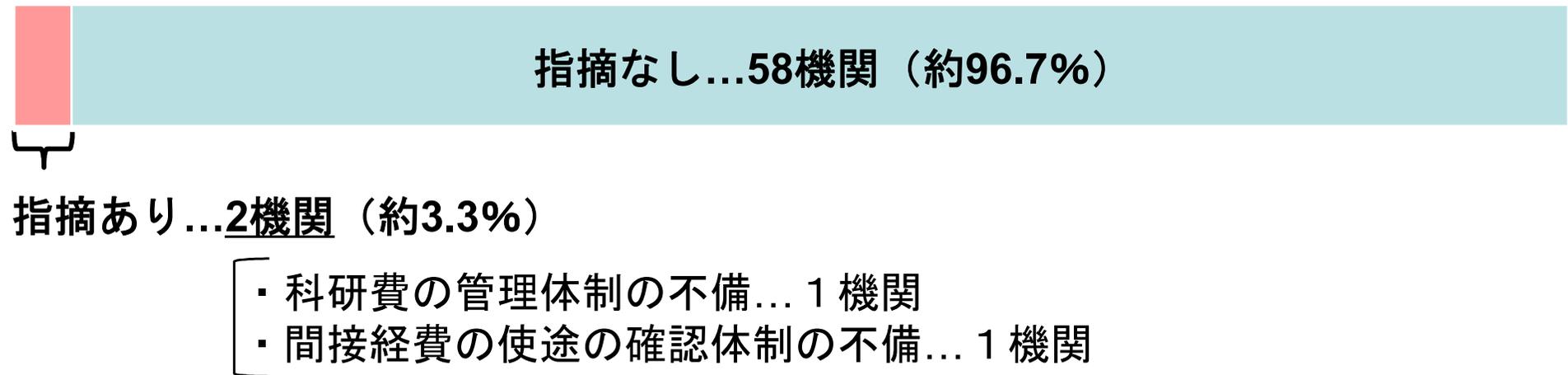
※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

# 科学研究費助成事業実地検査の結果について(2)

## 【平成28年度科研費実地検査の結果】

- 「早急に改善すべき事項」に係る指摘があったのは2機関であり、各研究機関とも、概ね必要な体制整備に積極的に努めている。



- 一方、「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視」の勧告（平成25年11月）で指摘を受けた事項のうち、特に非常勤雇用者の雇用管理に係る事項、間接経費に係る事項の体制整備が不十分な機関が見られた。
- また、発注時の事務局の牽制が不十分な機関や、会計書類の不備がある機関が見られた。

# 科学研究費助成事業実地検査の結果について(3)

## 【主な指摘事項】

(1) 人件費等を支出するための事務局の関与等の不足 (15機関/61機関)

指摘あり...  
15機関 (約24.6%)

指摘なし...46機関 (約75.4%)

### ○主な指摘内容

- ・研究協力者等の雇用に当たり、研究機関が行うべき面談や勤務条件の説明等が行われていない。
- ・研究機関は、出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど被雇用者の勤務状況を適切に管理して給与等を支給することとなっているが、勤務実態の確認は研究室で行われており、事務部門は研究室から提出された出勤簿等の書面による確認のみを行っている。

### ○科研費等のルール

- ・研究機関が当事者となって、適切に勤務状況等を管理して支出すること。

### ○改善のポイント

- ・人件費の支出に当たっては、**研究代表者ではなく研究機関が当事者となり、採用時に面談や勤務条件の説明を行った上で、勤務内容や勤務時間等を明確にした雇用契約を締結してください。**
- ・また、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど、**被雇用者の勤務状況を適切に管理して、支給をしてください。**

# 科学研究費助成事業実地検査の結果について(4)

## 【主な指摘事項】

### (2) 間接経費の使用に関する方針の不備 (3機関/61機関)



#### ○主な指摘内容

間接経費については研究機関の長の責任の下で使用に関する方針等を作成することとなっているが、当該方針等を作成していない。

#### ○科研費等のルール

- ・研究機関の長の責任の下で間接経費の使用に関する方針等を作成すること。

#### ○改善のポイント

- ・間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用するため必要となる経費に充当するものです。
- ・各研究機関は上記の点を踏まえつつ、長の責任の下で使用に関する方針等を作成し、公正・適正かつ計画的・効率的に使用する必要があります。

# 科学研究費助成事業実地検査の結果について(5)

## 【主な指摘事項】

### (3) 間接経費の使途の確認や周知に係る体制の不備 (1機関/61機関)



#### ○主な指摘内容

- ・研究者が使用可能としている間接経費について、間接経費で支出することの妥当性の検討が不十分。

#### ○科研費等のルール

- ・研究機関の長の責任の下で作成した方針に則り執行し、使途の透明性を確保すること。

#### ○改善のポイント

- ・研究機関の長の判断の下、研究者が間接経費を独自に使用可能とすることは可能ですが、**直接経費で充当すべきものには使用できません。**
- ・間接経費の使用に関する方針や使用実績については、機関内で公表するなど、**間接経費の使途について透明性を確保し、所属する研究者が把握できるような体制を構築してください。**

# 科学研究費助成事業実地検査の結果について(6)

## 【主な指摘事項】

### (4)発注体制の不備 (8機関/61機関)



#### ○主な指摘内容

物品等の購入について、一定金額まで研究者が直接発注できることにしており、それが発注件数の大部分を占めているが、事務部門の牽制が機能していない。

#### ○科研費等のルール

- ・発注・検収業務は、原則として事務部門が実施すること。

#### ○改善のポイント

- ・発注・検収業務は、原則として、事務部門が実施することとしていますが、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注も、明確なルールを定めた上で運用することも認められます。
- ・ただし、研究者にその権限と責任を理解してもらったり、発注内容の記録方法や発注可能な金額の範囲等を研究機関として可能な限り統一を図ったりするなどして、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みを構築し、運用していただく必要があります。

# 科学研究費助成事業実地検査の結果について(7)

## 【主な指摘事項】

### (5) 会計書類等の不備 (22機関/61機関)

指摘あり...22機関 (約36.1%)

指摘なし...39機関 (約63.9%)

#### ○主な指摘内容

- ・業者からの見積書、納品書、請求書の日付が空欄、日付のみの手書き、修正されているものが見られた。
- ・各経費の支出に必要な証拠書類の徴収が不十分で、事後に客観的な事実確認や明確な説明ができると考えられないものが見られた。

#### ○科研費等のルール

- ・定期的にルールに照らし、財務情報に対するチェック等を行うこと。

#### ○改善のポイント

- ・会計書類は、「事後に、いつ、どこで、誰が、何を、どのような手続きで行ったのか等を、研究機関として信憑性のある証拠(書類等)を示して説明できるのか」という観点を持って整理するよう努めてください。
- ・また、研究機関内のルールを可能な限り統一することや、ルールと運用の実態が乖離していないか定期的に確認をすることなどが必要です。

## 【参考】各研究機関での体制整備等の取組事例(1)

### (換金性の高い物品の管理)

※パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券類等の換金性の高い物品は研究機関が適切に管理する必要があります。

○研究機関の物品管理規程を「取得額〇万円以上かつ耐用年数1年以上」また、「(金額の多寡によらず)耐用年数1年以上」とし、「備品」として管理

○消耗品であっても、社会通念上1年以上の耐用年数があると見込まれる物品については、内部監査等により所在を確認

### (発注・納品・検収)

○研究者発注を認める場合でも、不正等に利用されうる物品については、事務部門があらかじめ複数の業者から相見積もりを取って、その情報を研究者に提供している。

○遠隔地の物品の納品・検収状況を本部で迅速に確認するため、タブレット端末を利用し、物品を撮影、検収者がサインをした上で検収した情報を自動的に本部に送信するシステムを導入

## 【参考】各研究機関での体制整備等の取組事例(2)

### (人件費・謝金の支払い)

- 勤務日時、勤務内容、勤務者本人及び確認者の押印欄等から構成される調査票を作成し、毎月、事務局の担当者が抜き打ちで勤務場所に行き、勤務実態を確認

### (旅費の支払い)

- 鉄道のみを利用する出張の場合、宿泊証明や出張先の地名(店舗名)と日付が記載された領収書(レシート等)を徴収
- 海外出張の際、旅行者が所属する部局の長が研究内容と用務を確認し、意見書を作成して執行担当部署に提出

### (間接経費の使途)

- 学長の判断で、間接経費の一部を研究者に配分し、研究者が独自の判断で使用可能としている
  - ※研究者に配分する場合も、直接経費で充当すべき支出を間接経費から支出しないよう、確認が必要
- 科研費が不採択となった研究者に対し、審査結果に応じて研究費の支援を実施

## 【参考】各研究機関での体制整備等の取組事例(3)

### (コンプライアンス教育・研究倫理教育)

○研究機関内の研究行動指針の遵守状況等について、年1回研究グループ相互にチェックしあう体制を構築

### (構成員からの誓約書の徴収)

○誓約書の対象とする研究費を機関内の全ての経費とする

### (内部監査)

○監査法人の助言を受けながら、対象課題の選定、監査を実施

### (その他)

○定期的(1ヶ月に1回程度)に研究機関内にメルマガを発行し、科研費の手続きに係る注意事項や、事務部門にあった科研費に係る質問等について情報提供

○研究機関内で使用する実験ノートは、研究機関が指定したもののみとする

## 5. 研究倫理教育プログラムについて

科研費の研究活動に参画する研究者は、以下の  
①または②の受講等が必須。

①次のような研究倫理教育に関する教材の  
通読・履修

- **Green Book**
- **eL CoRE**
- CITI Japan 等

②「ガイドライン」を踏まえて研究機関が実施  
する研究倫理教育の受講

# 科研費における研究倫理教育プログラムの受講等(2)

## 1. 平成30年度新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

平成30年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

## 2. 平成30年度に継続が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、平成30年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者から「科学研究費助成事業研究分担者承諾書」を徴する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで(交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで)に、研究倫理教育の受講等を行う必要があります。

# 【参考】研究倫理教育教材の例(1) — Green Book

## 日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」(平成25年12月26日)

**「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」**

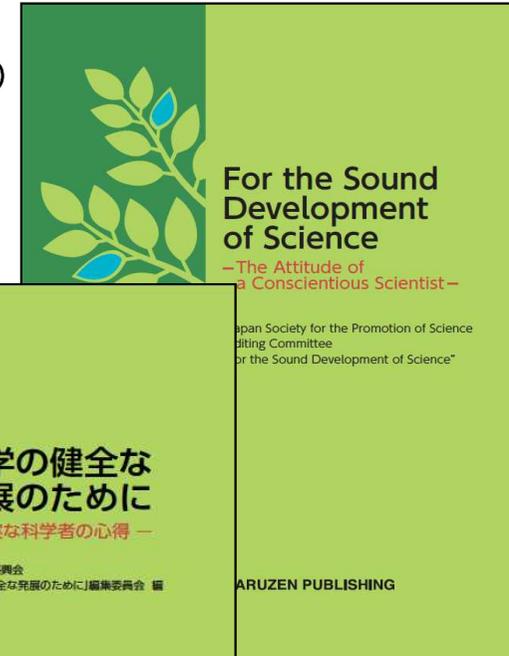
日本学術会議  
の連携・協力

## 日本学術振興会

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(通称:**Green Book**)を編集・出版

- 研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識をとりまとめ
- HP (<http://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>)でテキスト版もダウンロード可能

英語版  
(平成27年5月)



日本語版  
(平成27年3月)

(構成)

- I 責任ある研究活動とは
- II 研究計画を立てる
- III 研究を進める
- IV 研究成果を発表する
- V 共同研究をどう進めるか
- VI 研究費を適切に使用する
- VII 科学研究の質の向上に寄与するために
- VIII 社会の発展のために

# 【参考】研究倫理教育教材の例(2) — eL CoRE

「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」( *Green Book* ) をもとにした「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])」を提供(日本語版、英語版)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会



受講者ログイン/  
Enrollee Login

User ID

Password

ログイン(Log in)

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら  
Forgot your User ID or password?  
管理者ログインはこちら

HOME

新規登録(個人)/  
New Registration  
(individuals)

新規登録(団体)

推奨環境/Requirements

操作マニュアル/  
Course Manual

よくあるご質問

## 研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

Japanese

English

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになるとと思われる事柄を整理しまとめたものです。研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

### 【本eラーニングの特長】

#### ■特長1

どなたでも無料で受講できます。



受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録は [こちら](#)

#### ■特長2

団体受講・管理が可能です。



複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録は [こちら](#)

#### ■特長3

事例で学ぶため、理解が深まります。



平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了すると修了証書が発行されます。

## 6. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為 に関する相談窓口

# 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

## 【科研費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口】

### ○文部科学省交付分

文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室指導係

・直通電話：03-6734-4095   ・Fax：03-6734-4093

### ○日本学術振興会交付分

(独)日本学術振興会研究事業部研究倫理推進室

・直通電話：03-3263-1698   ・Fax：03-3263-1716

## 【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等に関する相談窓口】

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話：03-6734-4014   ・E-mail：kenkyuhi@mext.go.jp

競争的資金調整室では、各機関のガイドラインに基づく体制整備等全般に関する相談を実施しています。

各機関において、体制整備、関係規程の制定・見直しに関する検討等に際してご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

## 【研究活動における不正行為に関する相談窓口】

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室

・直通電話：03-6734-3874   ・E-mail：kiban@mext.go.jp

研究公正推進室では、研究活動の不正行為への対応のガイドラインを示し、各機関における体制等の整備や厳正な運用を求めているところです。これに関し、一般的なご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

## 【研究に関する不正の告発受付窓口】

### ○文部科学省 研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話：03-6734-4018   ・E-mail：chosei-k@mext.go.jp

### ○日本学術振興会 総務企画部企画情報課

・直通電話：03-3263-1803   ・E-mail：meyasubako@jpsps.go.jp